

確実にお子様にお金を使い続けて もらうための信託



ふくし信託
F U K U S H I

E-mail toiawase@fukushitrust.com
HP <https://www.fukushitrust.com/>

ふくし信託株式会社

関東財務局長(信)第21号

東京都新宿区四谷本塩町1番13号横尾ビル2階

電話 03-6709-8081

FAX 03-6273-0351



「ふくし信託株式会社」のご紹介①

我が国初の「福祉型」に特化した管理型信託会社です

- 福祉型信託とは、「高齢者や障害者の生活を支援するための信託」です。
- 障害のある子が「親なきあと」にも安定した生活を送れるように、と願う保護者のため、福祉的な配慮が求められる財産管理を、リーズナブルな報酬で提供することにいたしました。
福祉型信託に特化しているのは、日本国内当社のみです。
- 金融庁の**管理型信託業**（信託財産を処分するときは、委託者または指図人の指図を必要とします）**登録**（関東財務局長(信)第21号）を受けています。

後見人経験のある司法書士が中心となって立ち上げた会社です

開業	令和4年10月1日		
役員	代表取締役社長(司法書士・民事信託士)	山北 英仁	
	取締役会長(司法書士・民事信託士)	大貫 正男	
	専務取締役(司法書士・民事信託士)	山崎 芳乃	
	取締役(司法書士・民事信託士)	小関 祐美	
	取締役(司法書士・民事信託士)	森 登規雄	
	取締役(司法書士・民事信託士)	高橋 宏治	
	取締役(弁護士・民事信託士)	山中 真人	
	監査役(税理士)	伊藤 佳江	

資本金 9,110万円

主要株主 ふくし信託サポーター持株会

営業区域 日本全国

(令和5年7月1日現在)

「ふくし信託株式会社」のご紹介②

確立した司法書士のネットワークを持ち、事業の継続性を確保しています

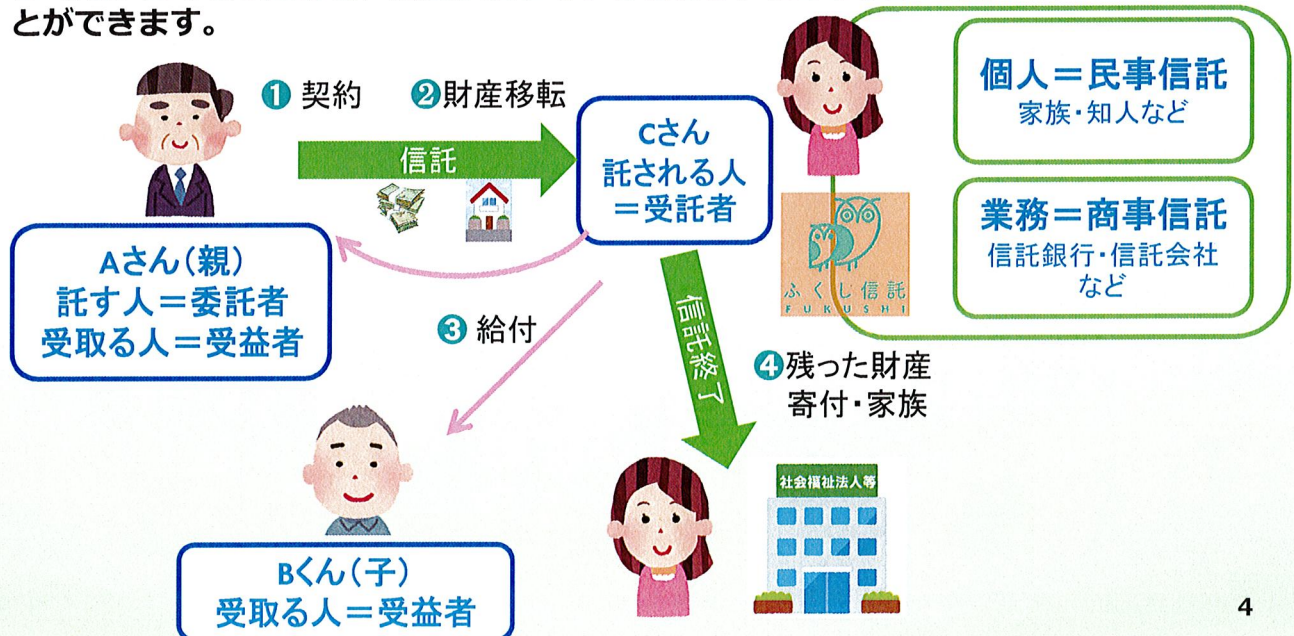


- 判断能力が低下した高齢者・障害者の財産管理と身上監護を支援する「成年後見制度」(法定後見・任意後見)が2000年に施行されて以降、成年後見人最大の担い手は司法書士です。
- 当社取締役会長大貫正男は、全国8000人の司法書士が所属する「成年後見センター・リーガルサポート」を設立し、成年後見人担い手のネットワークを完成させました。
- 2004年に信託業法、2006年に信託法の改正の後、日本司法書士会連合会でも福祉型信託の必要性を説き、担い手として公益法人設立を推してきましたが、現状実現していません。
- そこで営利目的でない「民事信託」の普及を目指すことになりました。民事信託に精通する民事信託士®を養成する「民事信託推進センター」が設立され、会長の大貫正男が初代、専務の山崎芳乃が二代目理事長を務めました。
- しかし、民事信託を希望しつつも受託者となる人がいない、信託銀行などには見合ったスキームがない、金額や財産の種類が合わない、などという声が多いことから、受託者となる法人の設立のため、民事信託士が発起人となり2019年5月「ふくし信託サポーター持株会」を設立、当社への出資母体となっています。
- 共通の認識をもった同志は多く、将来の財産管理や引継ぎを柔軟に対応できる仕組みとして福祉型信託サービスの提供を目指し、更により良い制度を創るため、やっとの想いで信託会社を設立しました。

3

「信託」とは… 投資ではありません

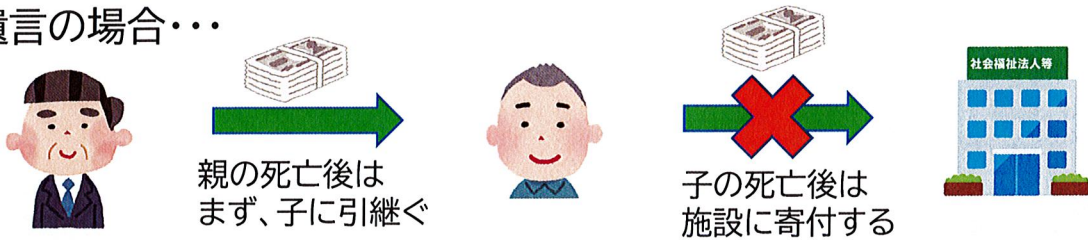
- Aさんが**自分の財産**をCさんに**託(たく)**します。このとき、**財産の名義は、AさんからCさんに変わります!**
- その後は、Cさんが**Bくんのために約束した内容どおりに**管理・処分してもらいます。
- Bくんには一度に多額の財産を渡すのではなく、少しずつ渡していくので、Bくんの浪費や詐欺などの被害にあってしまうという心配はありません。
- Bくんが亡くなったあと、財産が残っているときは、他の家族や寄付先を決めて渡すことができます。



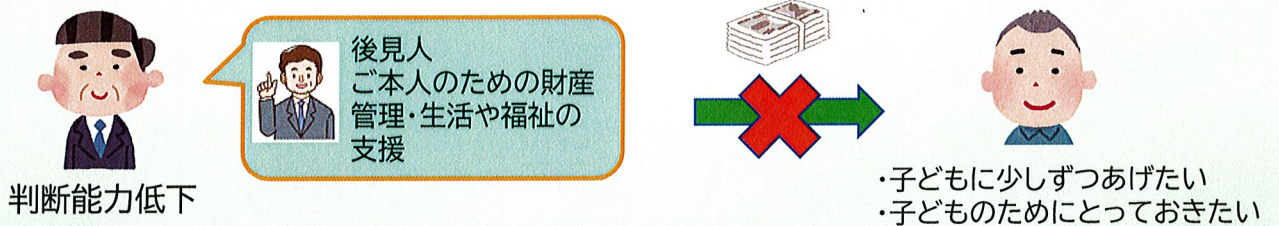
4

遺言や成年後見と“信託”を比べてみましょう

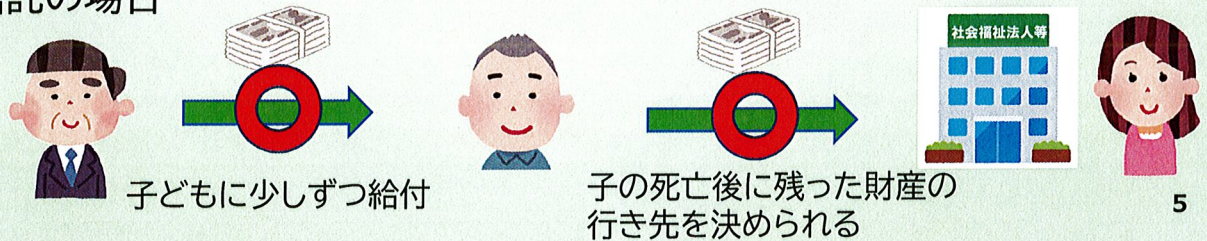
* 遺言の場合...



* (親の)成年後見人の場合...

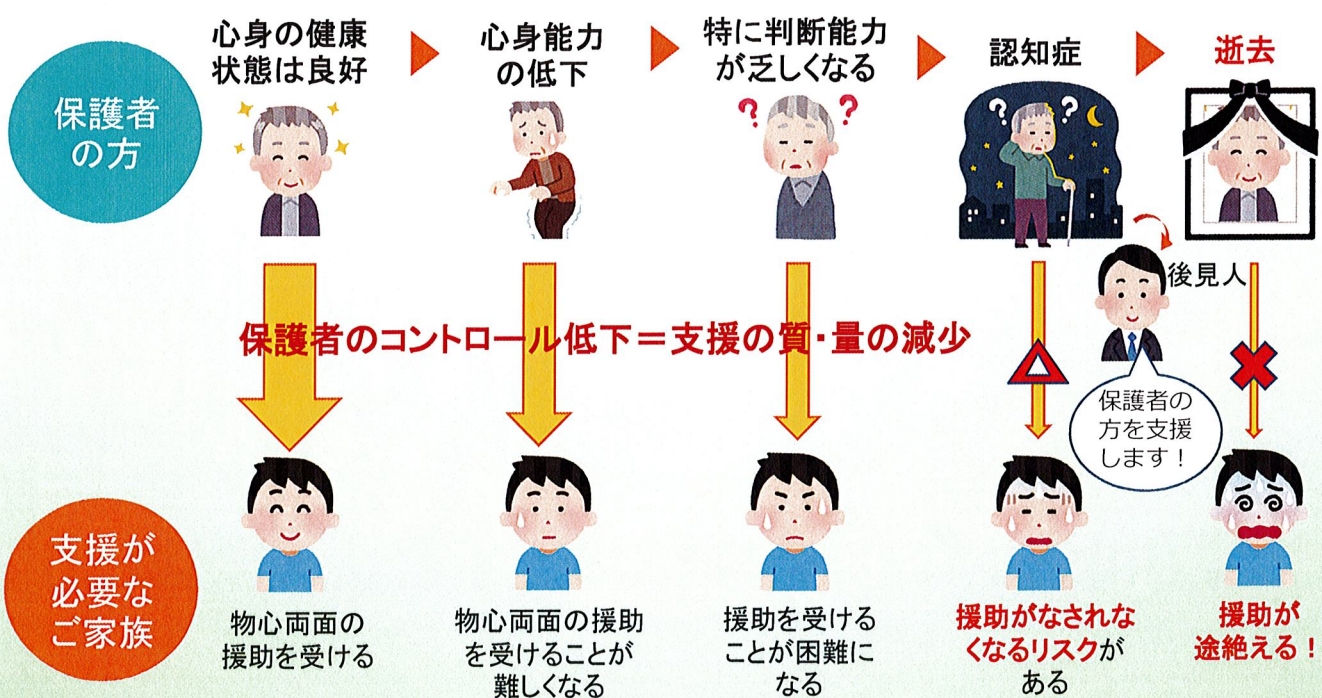


* 信託の場合...



保護者の方のコントロール

保護者の方が健康なうちに、**信託契約を結んでおく**と、財産的な援助が途絶えないように準備しておくことが可能！

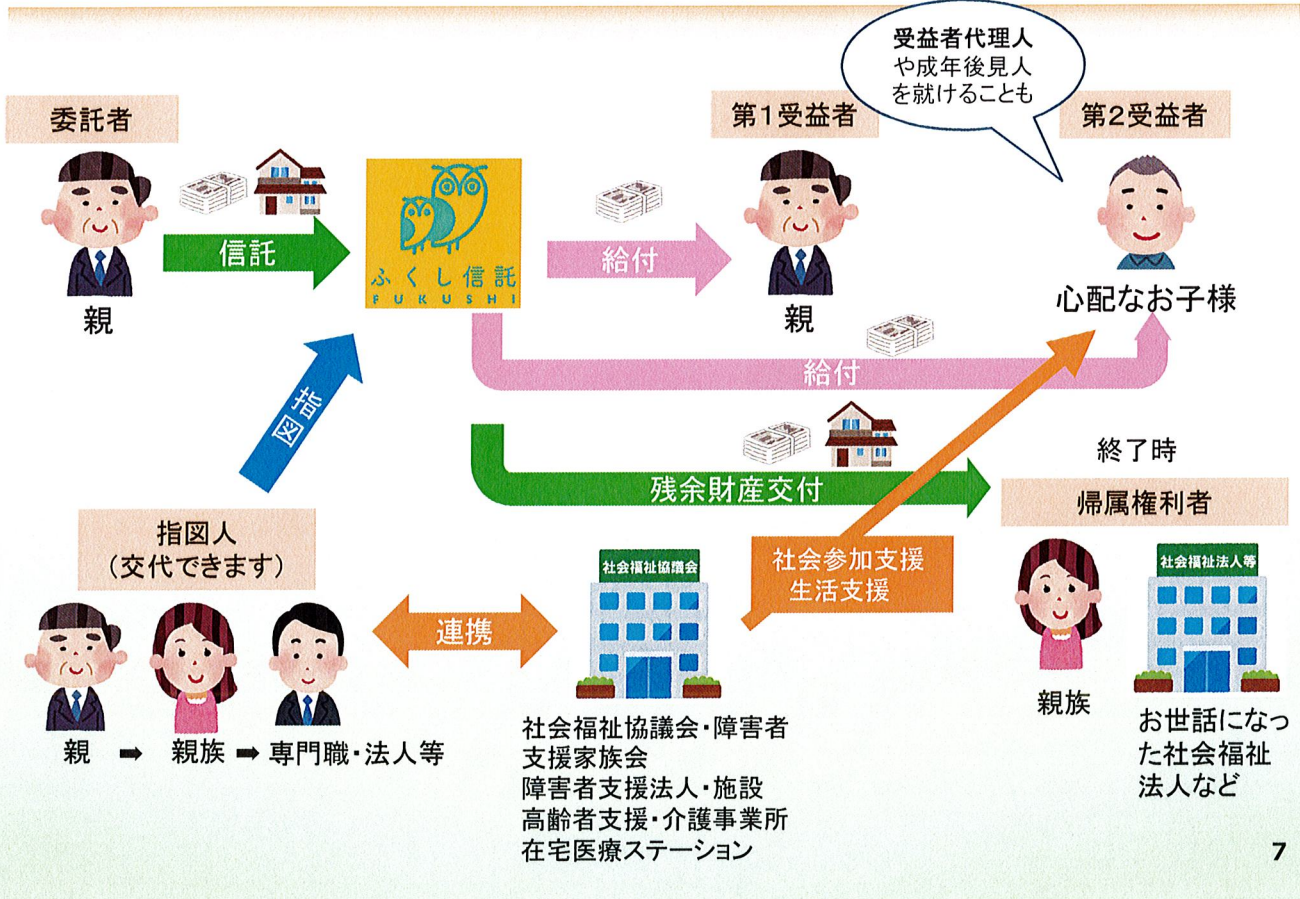


保護者の方が亡くなったときばかりでなく、保護者の方が、ご自身ではコントロールができなくなったときのこと考えることが必要です。

定型スキーム 親なきあと対策

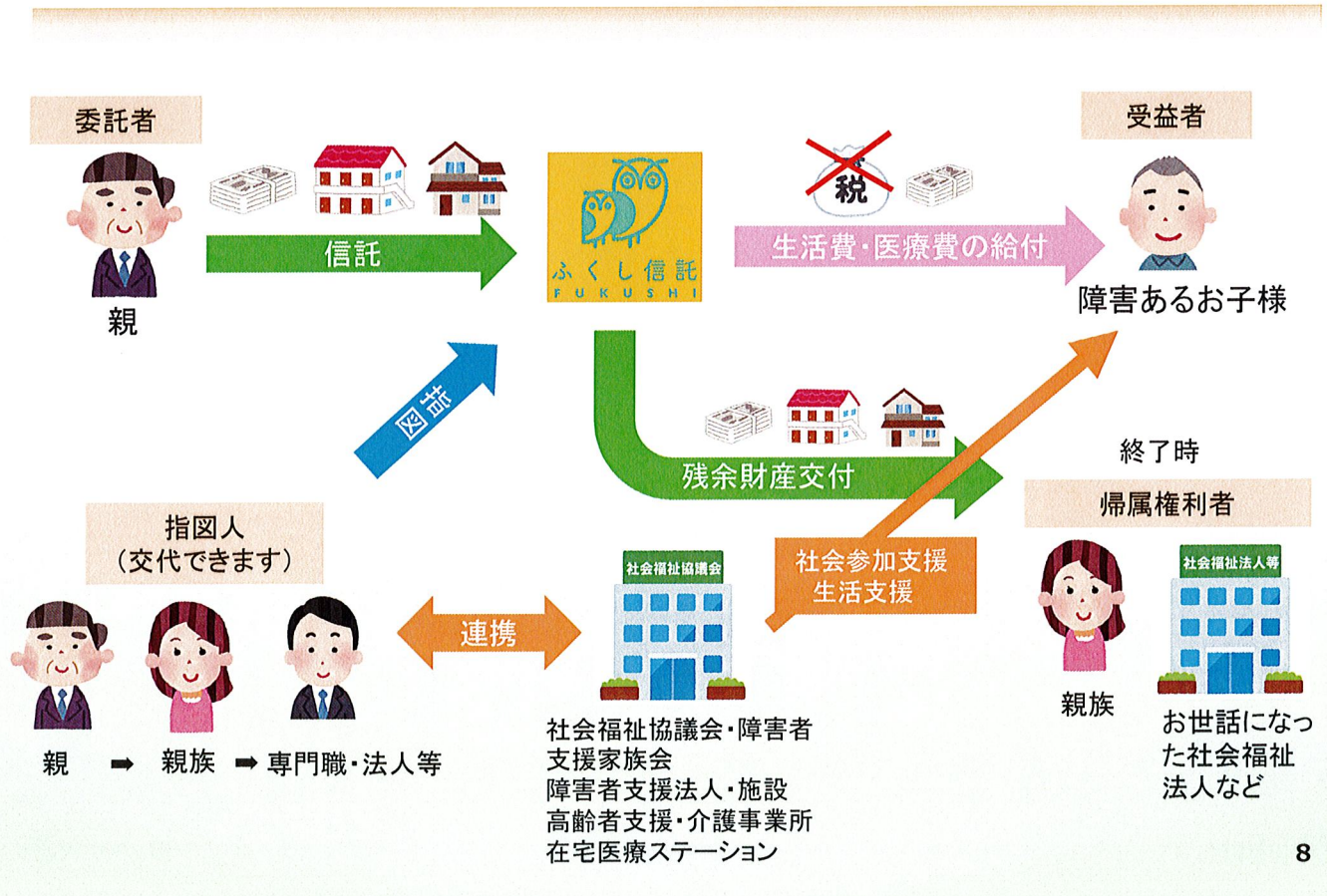
ふくし信託

信託財産は**自宅不動産と金銭（または金銭のみ）**を想定しています。
 契約と同時に財産をお預かりします。
 第2次受益者の社会参加や生活支援は、地域・行政・社会福祉協議会等と連携します。



定型スキーム とくぞう信託

贈与税が非課税になる信託スキームです。
 障害ある方の生活・医療等の支援として、**定期的かつ必要に応じて給付を確保**します。
 不動産も信託していただくことができます。この場合は、不動産維持のための金銭も信託していただきます。



費用はいくらくらいかかるの？

● ふくし信託の場合

当社の特徴
信託財産に不動産
を入れることができる！

	ふくし信託
信託財産の種類	金銭・不動産(自宅のみ)
法定後見人	まずは、指図人・受益者代理人(親族、専門職、後見人)は必要
申込金額	自由
元本保証	利息の付かない決済口座での管理となるので、全額預金保険対象となる
設定時報酬	金銭のみの場合33万円、 不動産含む場合は44万円
期間報酬(年)	金銭: 2.64万円または 信託財産×0.11%の高い方 不動産あり: 9.9万円または 財産×0.33%の高い方 信託
精算時報酬	22万円

● 費用シミュレーション (単位円、税込)

信託財産	1000万円		1600万円	3000万円
定額給付金額	2万円	3万円	3万円	6万円
信託期間	35年	24年	40年	39年
報酬トータル	1,480,400	1,190,000	1,612,400	1,633,126

信託や家族の支援、
後見人の利用を工夫することで費用負担が減ることも

	10年	20年	30年	40年
法定後見人(月2万として)	240万円	480万円	720万円	960万円
法定後見人(月3万として)	360万円	720万円	1080万円	1440万円
指図人・受益者代理人	専門職や施設の場合、作業発生時に費用が発生するケースが多い(委託者と契約)			

ふくし信託がご提供する「信託」 (令和5年7月31日現在)

● ふくし信託

信託財産：金銭、自宅不動産
親御さんの死後、障害のあるお子様への定期・臨時給付を続け、お子様の死後には寄付など希望に沿った管理・引継ぎをします。

1. 設定時報酬 (外税)
 - ・ 包括40万円 (1億円超0.2%加算) ・ 金銭30万円 (5000万円超0.2%加算)
2. 期間報酬 (外税)
 - ① 当該年度固定資産評価額×0.3%(最低9万円)/年
 - ② 前年度末信託金額×0.1%(最低2.4万円)/年
 - ※ 受益給付の件数ごと ※ 給付送金手続き時に別途報酬が発生
3. 不動産売却時 (外税) 売却金×1%(最低30万円)
4. 変更・追加信託時 (外税) 3万円+ (自宅追加10万円)
5. 清算時 (外税) 20万円

● がんばろう信託

信託財産：金銭
ご葬儀や供養など、ご希望に沿った死後事務のための資金を管理します。

1. 設定時報酬 (外税) 10万円 (500万円超は0.2%加算)
2. 期間報酬 (外税) 1.2万円/年 (500万円超は2.4万円)
3. 変更・追加信託時 (外税) 3万円
4. 清算時 (外税) 支払先3件まで10万円(1件増毎3万円)

● とくぞう信託

信託財産：金銭、自宅・収益不動産
「特定贈与信託」制度を利用すると最高6,000万円までの贈与税が非課税となります。障害あるお子様のために定期かつ急な給付に対応します。

● ひきつぎ信託

信託財産：金銭、自宅・収益不動産
配偶者の生活費の確保や、相続争いを回避し、お子様に円滑に財産を引き継げるよう備えます。

● くみたて信託

信託財産：金銭、自宅・収益不動産
オーダーメイド型の信託です。幅広いご用途に自由な設計でお応えいたします。

1. 設定時報酬 (外税) ・ 包括60万円～ (不動産個数加算・1億円超0.3%加算あり)
 - ・ 金銭30万円 (5000万円超0.3%加算)
2. 期間報酬 (外税)
 - ① 当該年度固定資産評価額×0.3%(最低9万円・不動産個数加算あり)/年
 - ② 前年度末信託金額×0.2%(最低3.6万円)/年 ※ 受益給付の件数ごと ※ 給付送金手続き時に別途報酬が発生
3. 変更・追加信託時 (外税) 3万円+ (不動産追加30万円)
4. 不動産売却 (外税) 1.0%(最低30万円)
5. 清算時 (外税) ・ 包括20万円 (不動産個数加算あり・1億円超0.3%加算) ・ 金銭20万円 (5000万円超0.3%加算)